

長岡市運送事業者支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大、及び世界的な原油価格の高騰により、経営に大きな影響を受けている市内の一般貨物自動車運送事業者に対して、営業継続に向けた支援金を支給します。

支給額：営業車両1台あたり5万円（上限100万円）

※対象車両は、令和4年7月1日時点において、長岡市内の営業所等にある営業車両（用途が「貨物」で事業用のもの、ただし被けん引車を除きます）です。

※1事業者あたり、1回限りの申請となります。

申請期限：令和4年8月31日（水）まで（当日消印有効）

<対象者>

・次の条件をすべて満たす事業者が対象となります。

- ① 長岡市内に本社、支社、営業所等を有する個人又は法人であること。
- ② 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する、一般貨物自動車運送事業（タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業、霊柩事業をのぞく）を営む個人又は法人であること。
- ③ 申請日時点で事業を営んでおり、引き続き事業継続の意思があること。
- ④ 長岡市暴力団排除条例（平成24年長岡市条例第50号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員若しくは反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等と関係を有する者でないこと。
- ⑤ 市税等に滞納がないこと。

<主な申請書類>

- ・申請書〔指定様式〕
- ・一般貨物自動車運送事業を営んでいることが確認できるもの（一般貨物自動車運送事業報告書、一般貨物自動車運送事業許可書、更新許可書等の写し等）
- ・営業車両の台数が確認できるもの（一般貨物自動車運送事業の事業計画変更届出書の写し、及び対象車両の車検証の写し）
- ・事業を継続して行っていることがわかるもの（直近の確定申告書の写しなど）
- ・申請者の身分証明書の写し ※個人事業主のみ（免許証、マイナンバーカードの写しなど）
- ・通帳の写し

※詳しくは、長岡市ホームページに掲載する『申請要領』をご確認ください。

※申請書などの指定様式は、商工部産業支援課、各支所産業建設課で配布するほか、長岡市ホームページからダウンロードできます。

<提出方法>

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「郵送」での申請にご協力をお願いします。
宛先：〒940-8501（住所不要）長岡市事業者向け総合相談窓口

お問い合わせ

長岡市事業者向け総合相談窓口（平日午前9時から午後5時まで）

Tel.0258-39-1238

※メールやファックス等でのお問い合わせはご遠慮ください。

